

議案第 6 3 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

本市の財政状況及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響等を勘案して、市長の給料の減額に関する特例を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
羽曳野市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「令和3年3月31日」を「令和2年9月30日」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 7 令和2年10月1日から令和6年7月24日までの間、市長の給料の月額については、第3条の規定にかかわらず、693,000円とする。ただし、第6条第2項及び第8条の規定により支給する期末手当の額及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、第3条に定める給料の月額とする。
- 8 前項の規定にかかわらず、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に限り、同項中「693,000円」とあるのは「495,000円」とする。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 平成 29 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間、市長の給料の月額については、第 3 条の規定にかかわらず、742,500 円とする。ただし、第 6 条第 2 項及び第 8 条の規定により支給する期末手当の額及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、第 3 条に定める給料の月額とする。</p> <p>7 <u>令和 2 年 10 月 1 日から令和 6 年 7 月 24 日までの間、市長の給料の月額については、第 3 条の規定にかかわらず、693,000 円とする。ただし、第 6 条第 2 項及び第 8 条の規定により支給する期末手当の額及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、第 3 条に定める給料の月額とする。</u></p> <p>8 <u>前項の規定にかかわらず、令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に限り、同項中「693,000 円」とあるのは「495,000 円」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 平成 29 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、市長の給料の月額については、第 3 条の規定にかかわらず、742,500 円とする。ただし、第 6 条第 2 項及び第 8 条の規定により支給する期末手当の額及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、第 3 条に定める給料の月額とする。</p>